

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 工004
- (2) 調達件名 エーピー・サイエックス製OptiFlow Ion Source & M5 LC SYSTEM 1式の賃貸借
(内訳は別紙のとおり)
- (3) 履行期限 令和5年1月1日～令和9年2月28日
- (4) 履行場所 国立大学法人大阪大学生物工学国際交流センター

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所並びに問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番1号
国立大学法人大阪大学 大学院工学研究科 経理課契約係
電話 06-6879-7217
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和4年11月28日 17時00分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

(別紙)

内訳

AD HOC Part(OptiFlow Ion Source & M5 LC SYSTEM)
KIT* 6600 OPTIFLOW INTERFACE UPGRADE
KIT* OPTIFLOW INTERFACE
Bio Tool Kit 1.0 License
MS OFFICE 2016 PROFESSIONAL PLUS ISV GLOBAL KIT
AT-5NP-25CSL AIR TECH
KIT* OPTIFLOW NANO ADD-ON
KIT* OPTIFLOW NANO UPGRADE
SteadySpray Electrode Low Micro 1-10 μ L/min
STARTER PACK 5/PK - 2X1-10UL/MIN 2X10-50UL/MIN 1X50-200UL/MIN - CUSTOM
KINETEX XB-C18 2.6 μ m 100 A Column 50x0.5 mm
LUNA 5 μ m C18 100A LC GUARD COLUMN 20x0.3mm 3 PACK
Triazine Standard Mixture
AD HOC Part (ASSY* M5 SHIPKIT)
※設置調整作業費用を含む

見 積 書

調達番号： I004

調達件名： エービー・サイエックス製OptiFlow Ion Source & M5 LC SYSTEM 1式の賃貸借

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格（1）（2）】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

レンタル契約書(案)

レンタル物品の表示： エーベール・サイエックス製OptiFlow Ion Source & M5 LC SYSTEM 1式の賃貸借
(内訳は別紙のとおり)

レンタル料金 月額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、レンタル料金に110分の10を乗じて得た額である。

賃借人 国立大学法人大阪大学大学生物工学国際交流センター センター長 藤山 和仁 (以下「甲」という。)と賃貸人 (以下「乙」という。)との間において、上記の物品 (以下「物品」という。)について、上記のレンタル料金で、次の条項によりレンタル契約を締結するものとする。

第1条 乙は、甲に対し物品を賃貸し、甲はこれを借り受けるものとする。

第2条 物品は国立大学法人大阪大学大学生物工学国際交流センターに納入するものとする。

第3条 乙は、本契約に基づく物品等の運送にあたって自動車を使用するときは、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

第4条 物品のレンタル期間は、令和5年1月1日から令和9年2月28日までとする。

2 甲は、自己の都合により、レンタル期間満了前に本契約を解約するときは、原則として解約しようとする日の2ヶ月前までに、文書によって乙に通知するものとする。

第5条 納品書及び請求書は、国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課契約係に送付すべきものとする。

第6条 レンタル料金は、毎月支払うものとし、甲が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 レンタル期間に1ヶ月未満の端数が生じたとき、又は乙の責に帰すべき理由により物品を使用できない期間があったときは、当該月のレンタル料金は、次式により算出した額とする。

$$\frac{\text{月額レンタル料金}}{\text{当該月の暦日数}} \times \text{当該月のレンタル日数} = \text{当該月のレンタル料金}$$

第8条 契約保証金は免除する。

第9条 物品の搬入、据付、調整及び本契約の契約期間満了又は解約による物品の撤去費用は、レンタル料金に含まれるものとし、メーカー標準保証の範囲外に及ぶ物品の保守及び修理の費用は甲が負担するものとする。

第10条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙の間において協議して定めるものとする。

令和 年 月 日

(甲) 吹田市山田丘2番1号
国立大学法人大阪大学大学生物工学国際交流センター
センター長 藤山 和仁

(乙)